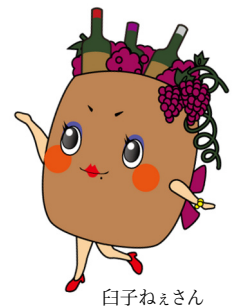
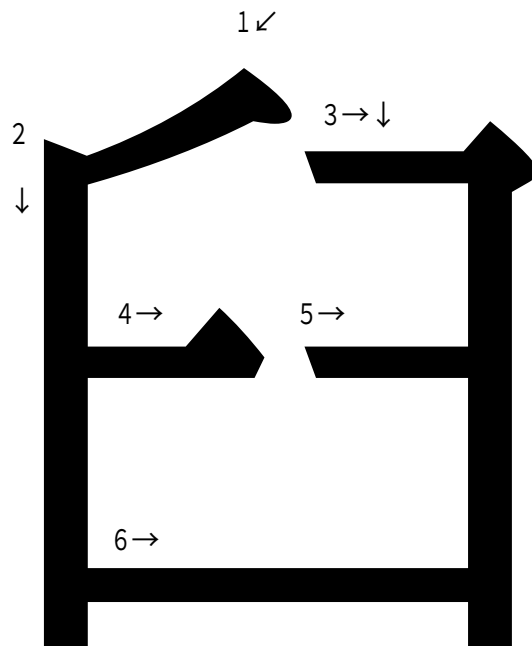


うらうす 子育てガイド

【令和5年度版】

浦臼の「臼」の書き順知ってますか？（※3画目と4画目は逆になってもよい）



発行：浦臼町子育て世代包括支援センター

*** はじめに ***

浦臼町は、平成 30 年(2018 年)4 月保健センター内に『子育て世代包括支援センター』を開設しました。

子育て世代包括支援センターとは？

- ・ 妊娠・出産から 18 歳までのお子さんに関するいろいろな悩みや困りごとなどの相談に応じ、関係機関と調整して切れ目のない子育て支援を行います。
- ・ 子育てに関する情報をみなさんにお知らせし、必要なサービスを円滑に利用できるよう支援を行います。
- ・ 関係機関とネットワークを構築し、社会資源の開発等を行います。

そこで、子育て世代包括支援センターでは妊婦さんや赤ちゃんから 18 歳までのお子さんがあるご家庭向けに、浦臼町が行っている子育て支援内容や助成制度、参加できる事業等をまとめた「**うらうす子育てガイド**」を作成しました。浦臼町の「子育て支援」に興味を持っていただき、積極的に利用していただけると幸いです。

内容等でわからないことやお気づきの点、ご意見等がありましたら、子育て世代包括支援センターへお知らせください。

また、このガイドは発行時点の内容を取りまとめたものとなっており、制度改正等により年度途中で内容等が変更になる場合がありますので、制度を利用される場合等は各担当にご確認ください。

令和 5 年 4 月

浦臼町

子育て世代包括支援センター
(福祉課 子育て支援係)



＊ ＊ ＊ も く じ ＊ ＊ ＊

◇妊娠がわかったら ○親子(母子)健康手帳交付 ○出産応援給付金 ○妊婦一般健康診査受診票・超音波検査受診票 ○妊婦歯科健診 ○Let's 食っきんぐ(妊婦・離乳食・おやつ教室) ○入院助産制度	P1 ～ P2
◇不妊・不育への支援 ○一般不妊治療費助成 ○特定不妊治療費助成 ○不育症治療費助成 ○北海道の不妊・不育症等に関する相談先	P3 ～ P4
◇子どもが生まれたら ○出生届 ○出産祝い金 ○紙おむつ等購入費助成 ○子育て用品リース(ベビー用品レンタル)助成 ○子育て応援給付金 ○新生児聴覚検査費助成 ○未熟児養育医療費助成 ○新生児訪問 ○子どもの医療費助成 ○産婦健康診査費用助成 ○産後ケア事業 ○児童手当 ○乳幼児健診 ○予防接種 ○歯科健診 ○幼児のフッ素塗布 ○ブックスタート ○Let's 食っきんぐ(妊婦・離乳食・おやつ教室) ○親子食っきんぐ ○子育てほっとサロン ○リラックスママ ○育児相談 ○巡回児童相談 ○発達相談 ○乳幼児等健康相談 ○北海道赤ちゃんのほっとステーション ○どさんこ・子育て特典制度 ○ほっかいどう親子のための相談 LINE	P5 ～ P15
◇認定こども園・子育て支援センター ○認定こども園なかよし ○子育て支援センターなかよし	P16
◇小学生・中学生・高校生 ○小学校・中学校 ○児童生徒等就学援助 ○スクールバス ○フッ化物洗口 ○学校給食費助成事業 ○漢字検定・数学(算数)検定・英語検定検定料の助成 ○小学校・中学校の転校手続き ○高等学校通学等支援助成 ○学習用タブレット端末購入費助成 ○子ども広場 ○社会教育・社会体育事業	P17 ～ P21
◇ひとり親家庭への支援 ○児童扶養手当 ○ひとり親家庭等医療費助成	P22
◇発達支援が必要なお子さんへの支援 ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○重度心身障害者医療費助成 ○特別児童扶養手当 ○障害児福祉手当 ○自立支援医療(育成医療) ○障がい児通所支援 ○ことばの教室・子ども通園センター交通費助成	P23 ～ P25
◇親子で楽しめる施設等 ○鶴沼公園 ○B & G 海洋センター ○ふるさと運動公園 ○農村センター ○郷土史料館 ○公共施設の相互利用	P26 ～ P28
◇連絡先一覧	P29
◇浦臼町マップ	P32

妊娠がわかったら



親子(母子)健康手帳交付

妊娠 11 週までを目安に、保健センター(子育て世代包括支援センター)にお越しください。親子(母子)健康手帳と一緒に、母子健康手帳副読本、妊娠・出産に関わるリーフレット等をお渡しします。保健師や栄養士への相談も可能です。

親子(母子)健康手帳は、妊娠中の経過や出産・産後の健康、赤ちゃんの健康と成長を記録する大切なものです。健診や予防接種を受けるとき、病院に受診をするときは、必ず持参して、お子さんの発育を記録してください。お母さんやお父さんのその時々のお気持ちや、赤ちゃんとの出来事をたくさん書き込み、大切に保管しておきましょう。

問合せ先：福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

出産応援給付金

妊婦の方への経済的支援として給付金を支給します。

◇金額 ～ 5 万円

◇申請時期 ～ 妊娠届出時に保健師との面談やアンケート回答を行ったのち、申請をしていただきます。

問合せ先：福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

妊婦一般健康診査受診票・超音波検査受診票

「妊婦一般健康診査受診票」「超音波検査受診票」を各 14 回分交付して妊婦健診費用を助成しています。まず、親子(母子)健康手帳交付時に各 3 回分交付し、その後妊娠 20 週、30 週頃に保健師や栄養士が妊娠中の体の変化や、食事・生活のことについてお話をさせていただき、残りの受診票を交付します。

妊婦健診は、お母さんとお腹の赤ちゃんが健康で、順調に経過しているかを確認するためのものです。使用時期に合わせて受診票を活用し、定期的に受診しましょう。



問合せ先：福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

妊婦歯科健診

歯周病があると早産のリスクが高まるほか、つわりの時期は歯みがきもおろそかになりがちです。安定期に入ってから、浦臼町歯科診療所で受診しましょう。

◇料 金 ～ 無料（健診の結果、治療が必要となった場合は有料です。）

◇内 容 ～ 診察、歯科指導 妊娠中 1 回

◇持ち物 ～ 親子(母子)健康手帳、健康保険証

◇場 所 ～ 浦臼町歯科診療所

※事前予約が必要です。「妊婦歯科健診」である旨を必ずお伝えください。

乳幼児健診時に保健センターで受診することもできます。

問合せ先：福祉課 子育て支援係 電話 69-2100
浦臼町歯科診療所 電話 68-2207

Let's 食つきんぐ（妊婦・離乳食・おやつ教室）

栄養士が考案する、栄養バランスを考えた妊婦食を調理実習し、みんなで楽しく試食します。
就学前のお子さんを持つお母さんも離乳食やおやつを調理するため、先輩お母さんとの情報交換やこれから一緒に出産や子育てをしていく仲間づくりの場にもなります。

◇対 象 ～ 妊婦、就学前のお子さんを持つ保護者

◇料 金 ～ 500 円

◇時 間 ～ 10:00～13:00

※日程は『母子保健カレンダー』でご確認ください。

◇持ち物 ～ エプロン、三角巾、上靴、飲み物

◇場 所 ～ 保健センター（子育て世代包括支援センター）

※事前に申し込みが必要なため、参加希望の方は下記までご連絡ください。

問合せ先：福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

入院助産制度

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることが困難な場合において、妊産婦さんから申込みいただき、空知総合振興局長が認めた場合に、入所し助産を受けることができる制度です。

なお、助産に伴う費用負担は世帯の状況により異なりますので詳しくは空知総合振興局へお問い合わせください。

◇対象となる世帯 ～ ・生活保護を受給している世帯

・当該年度分の市町村民税が非課税の世帯 など

◇申請に必要なもの ～ ・助産施設入所申込書

・同意書

・親子(母子)健康手帳の写し（表紙・分娩予定日がわかるページ・妊娠中の経過がわかるページの3カ所の写しが必要です。）

・課税証明書

※『助産施設入所申込書』、『同意書』の用紙は保健センターにあります。

◇申込み期限 ～ 助産施設への入所申込みは、原則として入所予定日の30日前までに申請が必要です。入所決定までに時間がかかりますので、早めの申請をおすすめします。



申請・問合せ先：北海道空知総合振興局 保健環境部 社会福祉課
子ども子育て支援室 子ども子育て支援係
電話 0126-20-0120

不妊・不育への支援



一般不妊治療費助成

一般不妊治療（タイミング法、人工授精、薬物療法、男性不妊治療）を受けている方の経済的負担の軽減を目的に費用の一部助成を行っています。

詳細につきましては担当までお問い合わせください。

◇助成の額

- ・一般不妊治療に要した費用に対して1年度につき限度額を20万円とする。
- ・交通費～ひと月について1日3,000円、10日分を限度とする。

問合せ先：福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

特定不妊治療費助成

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けている方の経済的負担の軽減を目的に費用の一部助成を行っています。

詳細につきましては担当までお問い合わせください。

◇助成の額

- ・特定不妊治療に要した費用に対して1回の治療につき限度額を30万円とする。
- ・交通費～ひと月について1日3,000円、10日分を限度とする。

※1回の治療～採卵準備の薬品投与の開始等の日から体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程のこと。

以前に行った体外受精または顕微授精により作られた授精胚による凍結胚移植も1回とする。

問合せ先：滝川保健所 健康推進課保健係 電話 24-6201
福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

不育症治療費助成

不育症（反復・習慣流産）の検査及び治療に要する費用の一部助成を行っています。

「北海道不育症治療費助成事業」の対象となる方は、北海道への申請が優先となります。（申請先は滝川保健所です。）

詳細につきましては担当までお問い合わせください。

◇助成の額

- ・不育症の検査・治療に要した費用に対して1回の検査・治療につき10万円とする。（北海道不育症治療費助成事業により助成を受けた額を控除し、限度額を10万円とする。）

問合せ先：滝川保健所 健康推進課保健係 電話 24-6201
福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

北海道の不妊・不育症等に関する相談先

★不妊専門相談センター ※予約制

旭川医科大学の不妊治療専門医師が具体的に不妊症や不育症に関する診断や治療のこと、不妊治療を受けた方が良いかどうかなど相談者の状況を判断しながら専門的な相談に応じています。

- ◇相談窓口 ～ 旭川医科大学病院産婦人科（旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号）
- ◇方 法 ～ 電話・面接（予約受付 月～金 10:00～16:00 予約専用電話 0166-68-2568）
- ◇日 時 ～ 相談日 毎週火曜日 11:00～16:00

★女性の健康サポートセンター

保健所の保健師が、出産、子育ての悩み、思春期の性感染症、更年期の健康上の悩みなど女性の健康上の相談について、総合的に対応しています。

- ◇女性の健康相談日（面接相談）※予約制
 - ・日 時 ～ 毎月第1木曜日 13:00～15:00
 - ・場 所 ～ 滝川保健所 相談室（空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室）
〒073-0023 滝川市緑町2丁目3番31号
電話～0125-24-6201 F A X～0125-23-5583
- ◇女性の健康相談ダイヤル（電話相談）
 - ・日 時 ～ 月～金 8:45～17:30（土日祝日・年末年始を除く）
 - ・電 話 ～ 0125-24-6201 代表（内線 34）

子どもが生まれたら



出生届

子どもが生まれたら、生まれた日を含めて 14 日以内に届出が必要です。

◇申請に必要なもの ～ ・出生証明書 ・届出人の印鑑 ・親子(母子)健康手帳

◇届出場所 ～ 生まれた所、届出人の所在地、住所地、父母の本籍地のいずれかの市町村

問合せ先:住民課 住民係 電話 68-2112

出産祝い金

出産日の以前から継続して浦臼町内に 1 年以上住所を有している方(未婚の父母を含む)に子どもが生まれた時に、出産祝い金を交付します。

ただし、町税等を滞納している場合は、交付の対象外となります。

◇金額 ～ 第 1 子…10 万円 第 2 子…20 万円 第 3 子以降…30 万円

◇申請時期 ～ 出生届を提出した日から 30 日以内

◇申請に必要なもの ～ ・印鑑

・親子(母子)健康手帳

・振込先の口座番号等がわかるもの

問合せ先:福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

紙おむつ等購入費助成

3 歳未満のお子さんのいるご家庭に 1 か月につき、『紙おむつ 4 袋 + 燃やせるゴミのゴミ袋 (40 リットル) 1 梱包』と交換できる引換券を交付します。

ただし、町税等を滞納している場合は、交付の対象外となります。

◇申請時期 ～ 4 月、10 月、出生時、転入時

◇申請に必要なもの ～ お子さんの生年月日がわかるもの

(親子(母子)健康手帳・健康保険証など)

◇申請から引換えまでの流れ

①保護者が保健センターに申請を行います。

②後日郵送にて『乳幼児紙おむつ・ゴミ袋引換券』が自宅に届きます。

③保護者が引換券を持参し、引換え指定店で紙おむつ・ごみ袋と交換します。

※引換えは 1 か月ごとになります。

※3 歳になる誕生月分までが交付対象となります。

◇紙おむつ等引換え指定店

衣料品の店 おおわき (浦臼町字浦臼内 182 番地の 96(浦臼第 4)) 電話 68-2636



問合せ先:福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

子育て用品リース（ベビー用品レンタル）助成

2歳未満のお子さんのいるご家庭にベビー用品をレンタルします。株式会社ダスキンと提携し、レンタル料金を町が助成します。

ただし、町税等を滞納している場合は、交付の対象外となります。

対象用品	助成金の上限額	レンタル対象期間
ベビーベッド	3,300円（税別）	24か月
ベビーバス	900円（税別）	6か月
ベビースケール	3,500円（税別）	6か月
ベビークラック	4,800円（税別）	24か月
チャイルドシート	3,500円（税別）	24か月

※お子さん1名につきベビー用品のレンタルは、それぞれ1回限りです。

※一度返却した用品を再度レンタルする場合は、対象になりません。

※レンタル対象期間にかかわらず、2歳になる月の月末をもってレンタル期間は終了します。

※ベビー用品のカタログは保健センターにあります。

◇申請時期 ～ 随時

◇申請に必要なもの ～ ・印鑑

・お子さんの生年月日がわかるもの
（親子(母子)健康手帳・健康保険証など）

◇指定店 ～ ダスキンレントオール札幌桑園ステーション

住所 〒060-0006 札幌市中央区北6条西18丁目1-18

電話 011-624-7910 FAX 011-615-7100

◇申請からレンタルまでの流れ

①保護者が保健センターに申請を行います。

②後日郵送で「決定通知書」が自宅に届きます。

③決定通知書を持参し指定店と契約を行います。

※指定店へ決定通知書の写しを郵送又はFAXすることで、店舗に出向かないで契約することも可能です。

④契約後、子育て用品が自宅へ送付されます。（送料は町で負担します）

⑤契約後に「浦臼町子育てリース開始通知書」と契約書の写しを保健センターへ提出します。

⑥レンタルが終了したら子育て用品を着払いで指定店に送付します。（送料は町で負担します）

問合せ先：福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

子育て応援給付金

出産された方への経済的支援として給付金を支給します。

◇金額 ～ 子ども1人につき5万円

◇申請時期 ～ 妊娠8か月頃に保健師との面談やアンケート回答を行い、出生届を提出したのち申請をしていただきます。

問合せ先：福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

新生児聴覚検査費助成

浦臼町の住民基本台帳に記録されている新生児の聴覚検査費用を助成します。

◇対象となる検査 ～ 自動聴性脳幹反応検査（自動ＡＢＲ）または耳音響放射検査（ＯＡＥ）のいずれか初回検査分

◇助成額 ～ 全額

◇助成方法 ～ 受診票をお渡ししますので、検査する医療機関へ提出してください。



問合せ先:福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

未熟児養育医療費助成

満1歳未満の未熟児で、指定養育医療機関の医師が入院治療の必要性を認めた場合、その治療に必要な医療費を公費（国・道・町）で助成します。

◇対象者 ～ 浦臼町に住民登録がされており、次のいずれかの症状に該当する方

①出生時の体重が2,000グラム以下

②生活力が特に弱く、下記の症状がある場合

（ア）一般症状

・運動不安、けいれんがある ・運動が異常に少ない

（イ）体温が摂氏34度以下

（ウ）呼吸器・循環器系

・強度のチアノーゼが持続する、チアノーゼ発作を繰り返す

・呼吸回数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか又は毎分30以下

・出血傾向が強い

（エ）消化器系

・生後24時間以上排便がない ・生後48時間以上嘔吐が持続する

・血性吐物、血性便がある

（オ）黄疸

・生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸がある

◇申請に必要なもの ～ ・お子さんの健康保険証

・印鑑

・療育医療意見書（指定養育医療機関の医師に記入してもらいます）

・保護者の所得課税証明書（その年の1月1日に浦臼町に住民登録がない方）

問合せ先：住民課 住民係 電話 68-2112

新生児訪問

赤ちゃんが生まれたら、1か月健診までを目安に保健師がご家庭を訪問させていただきます。

ご自宅で赤ちゃんの体重測定等を行い、赤ちゃんの成長確認やお母さんの産後の体調確認、育児に関する不安や悩み等のお話も伺います。

また、予防接種のスケジュール等の説明や子育て支援に関する情報提供も行います。

問合せ先：福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

子どもの医療費助成

お子さんが病気になった場合、病院でかかる医療費を助成するため『乳幼児、児童及び生徒等医療費受給者証』を交付しています。

◇対象者 ～ 医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者で浦臼町に住民登録されている高校生まで（満 18 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日まで）の方

◇対象とならない方 ～

- ・生活保護を受けている方
- ・児童福祉施設等に入所措置されている方
- ・重度心身障害者医療費受給者証またはひとり親家庭等医療費受給者証を交付されている方

◇申請に必要なもの ～



- ・お子さんの健康保険証
- ・印鑑
- ・保護者の所得課税証明書（その年の 1 月 1 日に浦臼町に住民登録がない方）

問合せ先：住民課 住民係 電話 68-2112

産婦健康診査費用助成

「産婦健康診査受診票」を交付し、産後 1 か月の産婦健康診査の費用を助成しています。産婦健診では、お母さんの身体の回復状況や気持ちの状態、授乳状況等について確認します。

問合せ先：福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

産後ケア事業

砂川市立病院での産後ケア事業の費用を助成します。

◇内容

宿泊型 A ～ 出産後退院するにはまだ育児に不安がある、授乳をもう少し練習してから自宅に戻りたいなど、入院を延長して育児に慣れる時間を設けたい方。

1 泊 2 日から 4 泊 5 日まで連泊可能。自己負担 1 泊 1,000 円

宿泊型 B ～ 生後 4 か月までの母子で産後の慣れない育児や休息が取れないなどの理由があり、心身の休息が必要な方。上の子の預かりや宿泊は不可。

1 泊 2 日。自己負担 1 泊 1,000 円

通所型 B ～ 出産後 1 か月から 1 年以内の乳腺炎等の医療処置のない母乳ケアが必要な方や卒乳などのために乳房ケアが必要な方。

自己負担 1 回 500 円

問合せ先：福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

児童手当

中学校卒業(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に支給されます。子どもが生まれた時や、他の市区町村から転入したときは、町に「認定請求書」を提出する必要があります。ただし、公務員の場合は勤務先での手続きになります。

町の認定を受ければ、原則として申請した日の翌月分の手当から支給されますので、申請はお早めをお願いします。

- ◇申請に必要なもの ～ ・届出人の印鑑 ・養育者の保険証 ・養育者名義の通帳
・マイナンバーのわかるもの
・所得課税証明書(その年の1月1日に浦臼町に住民登録がない方)

- ◇支給額(月額) ～ ・3歳未満…一律15,000円
・3歳以上小学校修了前…10,000円(第3子以降は15,000円)
・中学生…一律10,000円
※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として一律5,000円を支給します。
※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

◇支給時期 ～ 原則として、毎年6月・10月・2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

◇現況届(原則不要) ～ 現況届の提出が必要な方には6月1日付けで通知を送付します。提出がない場合は6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

問合せ先：住民課 住民係 電話 68-2112

乳幼児健診

お子さんの健全な成長発達を確認するために、以下の月齢・年齢に合わせて乳幼児健診を行っています。小児科医、歯科医、育児相談員、保健師、栄養士が様々な相談にのり、保護者の方の不安の軽減に努めます。健診が近くなりましたら対象児の保護者に案内とアンケートを送付します。

◇対 象 ～ 3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、12～13か月児、1歳6～7か月児、
2歳0～1か月児、3歳0～1か月児

◇内 容 ～ 問診、計測、診察、栄養指導、生活指導、育児相談、尿検査(3歳児)、
歯科診察、歯科指導、屈折検査(3歳児)、ブックスタート(9～10か月児)

◇時 間 ～ 12:30～ ※日程は『母子保健カレンダー』でご確認ください。

◇持ち物 ～ 親子(母子)健康手帳、記載したアンケート、尿容器(3歳児)

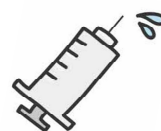
◇場 所 ～ 保健センター(子育て世代包括支援センター)

問合せ先：福祉課 子育て支援係 電話 69-2100



予防接種

お子さんを感染症から守るために、様々な予防接種費用の助成を行っています。
定期接種は予防接種法に基づき対象者や接種期間が定められていますので、対象者は予防接種を受けるよう努めなければなりません。



予防接種はすべて医療機関での個別接種です。各医療機関へ事前に予約し接種してください。

下記の指定医療機関で対象者が予防接種をする場合、接種費用は無料です。ただし、対象年齢を過ぎた場合や指定医療機関以外で接種した場合は、自己負担(有料)となります。

予診票や説明書は、新生児訪問や乳幼児健診の際にお渡しします。その他の予防接種対象者へは、該当する年度の4月に郵送でお知らせします。

また、転入された方は、役場での住所変更の手続きの際に渡される書類(「20歳未満の方、20歳未満のお子様をお持ちの方、妊婦さんへ(転入者用)」)をご記入のうえ、保健センターへご返送ください。必要な予防接種がありましたら、保健師より連絡をさせていただきます。

お子さんは発育と共に外出の機会が多くなり、感染症にかかる可能性も高くなります。予防接種に対する正しい理解のもと、計画的に実施していくことをお勧めします。スケジュール等で困りのことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

＜予防接種指定医療機関＞ 「×」の医療機関では費用助成を受けることができません。

医療機関名 ワクチン名		奈井江町立 国保病院 ☎65-2221	滝川市立 病院 ☎22-4311	明門医院 (砂川市) ☎53-2100	砂川市立 病院 ☎54-2131	浦臼町立 診療所 ☎68-2101	定期/任意 の別
口タ	1価	○	○	○	○	×	定期
	5価	○	×	○	×		
B型肝炎		○	○	○	○	○	定期
ヒブ		○	○	○	○	○	定期
小児肺炎球菌		○	○	○	○	○	定期
四種混合		○	○	○	○	○	定期
BCG		○	○	×	○	○	定期
麻疹風疹		○	○	○	○	○	定期
水痘		○	○	○	○	○	定期
日本脳炎		○	○	○	○ × 高校生以上	○	定期
二種混合		○	○	○	○	○	定期
ヒトパピローマ ウイルス		○	○	○	○	×	定期
おたふくかぜ		○	○	○	×	○	任意

◇持ち物 ～ 親子(母子)健康手帳、予診票 など

※予診票を紛失した等の場合は担当へご連絡ください。

【季節性インフルエンザ予防接種費用の助成について】

町では、季節性インフルエンザワクチン予防接種費用の助成を行っています。

接種できる指定医療機関等の詳細は、10月頃対象者への個別通知にてお知らせします。

◇対象者 ～ 接種日において生後6か月～高校3年生のお子さん、未就学児の保護者、妊婦

◇接種(助成)回数 ～ 生後6か月～小学生 2回

中学生以上 1回

◇料金 ～ 無料

問合せ先：福祉課 保健指導係・子育て支援係 電話 69-2100

歯科健診

1歳6か月児、3歳児と就学前のお子さんの保護者に対して歯科健診費の助成を行っています。

◇料 金 ～ 無料

◇内 容 ～ 1歳6か月児、3歳児…診察、歯科指導、フッ素塗布(希望者)
保護者…診察、歯科指導

◇持ち物 ～ 1歳6か月児、3歳児…親子(母子)健康手帳、健康保険証、
乳幼児、児童及び生徒等医療受給者証 等
保護者…歯科問診票(町から配布されます)、健康保険証

◇場 所 ～ 乳幼児健診時…保健センター(13:00～14:30)

乳幼児健診時以外…浦臼町歯科診療所

※浦臼町歯科診療所で受ける場合は事前予約が必要です。「就学前の子どもの歯科健診」、
「未就学児保護者歯科健診」である旨を必ずお伝えください。

幼児のフッ素塗布

むし歯のない状況を長く保つために、1歳～就学前の希望する幼児に対し無料でフッ素塗布を行っています。前回のフッ素塗布から3か月以上間隔が空いていることを確認し受診しましょう。

◇料 金 ～ 無料

◇内 容 ～ 診察、歯科指導、フッ素塗布

◇持ち物 ～ 親子(母子)健康手帳、健康保険証、乳幼児、児童及び生徒等医療費受給者証

◇場 所 ～ 乳幼児健診時…保健センター(13:00～14:30)

乳幼児健診時以外…浦臼町歯科診療所



【浦臼町歯科診療所】(ふれあいステーション内)

問合せ先：福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

浦臼町歯科診療所 電話 68-2207

※浦臼町歯科診療所で受ける場合は事前予約が必要です。
「幼児のフッ素塗布」である旨を必ずお伝えください。

ブックスタート

『ブックスタート』とは、肌のぬくもりを感じながらことばと心を通わす、かけがえのないひとときを「絵本」を介して持つことを応援する運動です。

9～10か月健診時に、赤ちゃんにおすすめの絵本などが入ったブックスタートパックをお渡しします。また、お子さんと保護者1組1組にボランティアによる絵本の読み聞かせを行います。

◇日 時 ～ 乳幼児健診実施時(奇数月)

◇場 所 ～ 保健センター(子育て世代包括支援センター)

※対象者には、乳幼児健診案内時にお知らせいたします。



問合せ先：教育委員会事務局 社会教育係 電話 68-2166

福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

Let's 食くっきんぐ（妊婦・離乳食・おやつ教室）

離乳食の作り方や進め方、子どもに作れる簡単なおやつ等について、栄養士が考案するメニューに基づき調理実習をしながら楽しく学びます。調理実習中は、保育士や保健センター職員等がお子さんを託児します。できあがったものはお子さんと参加者で楽しく試食します。

事前に申し込みが必要なため、参加希望の方は下記までご連絡ください。

◇対 象 ～ 妊婦・就学前のお子さんを持つ保護者

◇料 金 ～ 500 円

◇時 間 ～ 10:00～13:00

※日程は『母子保健カレンダー』でご確認ください。

◇持ち物 ～ エプロン、三角巾、上靴、飲み物、オムツや着替え 等

◇場 所 ～ 保健センター(子育て世代包括支援センター)

問合せ先：福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

親子食くっきんぐ

親子での調理や会食を通して、調理すること、食べることの楽しさを知ってもらいます。

できあがったものはみんなで試食します。対象年齢以外のきょうだいについては、保育士や保健センター職員が託児します。

◇対 象 ～ 年少から年長の幼児とその親

※対象者がいる世帯には近くなりましたら案内をさせていただきます。

◇料 金 ～ 500 円

◇日 時 ～ 令和 5 年 10 月 28 日(土) 10:00～14:00

◇持ち物 ～ エプロン、三角巾、上靴、飲み物 等

◇場 所 ～ 保健センター(子育て世代包括支援センター)



問合せ先：福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

子育てほっとサロン

高校 3 年生までのお子さんを育てているお父さん、お母さん、妊婦さんに、自由におしゃべりをしてもらう場です。情報交換や気分転換をしてください。保育士や保健センター職員によるお子さんの託児も行いますので、ぜひお子さんと一緒にお越しください。お母さんだけの参加也大歓迎です。当日は保健師、栄養士がおりますので、普段気になっていることなどがあれば気軽に声をかけてください。

◇料 金 ～ 無料

◇日 程 ～ 令和 5 年 4 月 25 日(火)・6 月 27 日(火)・8 月 29 日(火)・
12 月 26 日(火)・令和 5 年 2 月 27 日(火)

◇時 間 ～ 10:00～12:00（時間内出入り自由）

◇持ち物 ～ オムツや着替え 等

◇場 所 ～ 保健センター(子育て世代包括支援センター)



問合せ先：福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

リラックスママ

日頃、家事や育児で疲れたお母さんの体をほぐすため、エクササイズインストラクターの指導のもと、月に1回ゆるストレッチを行います。小さなお子さんは保育士や保健センター職員が託児を行います。事前に申し込みが必要なため、参加希望の方は下記までご連絡ください。

◇対 象 ～ 18歳までのお子さんを育てているお母さん

◇料 金 ～ 無料

◇時 間 ～ 10:00～11:30

※日程は『母子保健カレンダー』でご確認ください。

◇持ち物 ～ 動きやすい服装、飲み物 等

◇場 所 ～ 保健センター(子育て世代包括支援センター)



問合せ先：福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

育児相談

高校3年生までのお子さんやお孫さんとの関わり方に悩んだり、自分は育児に向いていないのでは…と落ち込むことはありませんか？

お子さんやお母さん自身の不安や心配について、これまで多くの相談を受けてきた相談員が経験や専門的な立場からわかりやすく優しく応えてくれます。

乳幼児健診時に、問診や診察の合間などを利用してご相談ください。

◇料 金 ～ 無料

◇時 間 ～ 乳幼児健診と同時実施 13:00～

※日程は『母子保健カレンダー』でご確認ください。

◇場 所 ～ 保健センター(子育て世代包括支援センター)

問合せ先：福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

巡回児童相談

岩見沢児童相談所の児童福祉司等が、おおむね下記のような児童及び保護者の相談に応じます。

- ・肢体不自由、視聴覚言語・知的障がい、病虚弱など、心身障がいや保健に関する相談
- ・不登校やいじめ、性格・行動、学業不振など健全育成に関する相談
- ・その他、児童相談所の専門的な知識及び技術が必要とされる相談

◇日 程 ～ 令和5年7月27日(木)

◇場 所 ～ 保健センター(子育て世代包括支援センター)

※近くなりましたらチラシ等でお知らせいたします。



問合せ先：福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

発達相談

砂川市にある子ども通園センターにて、ことばが遅い、指示が通らない、集団にうまくなじめていないなど、お子さんのことばや運動等の発達に関する相談を行います。希望する場合は、事前に質問紙の記入が必要なため、保健センターにご連絡ください。

問合せ先：福祉課 子育て支援係 電話 69-2100
子ども通園センター 電話 54-3045

乳幼児等健康相談

高校3年生までのお子さんを育てている保護者や家族の方を対象に、子育ての悩みや疑問・不安、健康や予防接種のこと、離乳食や栄養のことなどについて保健師や栄養士がお話を伺います。

保健センター(子育て世代包括支援センター)への来所、電話等での相談が可能です。

◇相談時間 ～ 電話相談・・・平日の 8:30～17:15

F A X ・ メール・・・24 時間

※なお、FAX・メールの場合は返答が遅れる場合もありますので、ご了承ください。

問合せ先：福祉課 子育て支援係

電話 69-2100 F A X 68-2289

メール kosodate@town.urausu.lg.jp

北海道赤ちゃんのほっとステーション

赤ちゃんとお母さんなどが、安心して「おむつ替え」と「授乳」ができる場所のことで、北海道が行っている事業です。浦臼町では保健センター(子育て世代包括支援センター)が登録されています。お出かけの際にはお気軽にご利用ください。

◇開設日時 ～ 月曜日から金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15



このステッカーが目印です。



おむつ替えコーナー



授乳室

問合せ先：福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

どさんこ・子育て特典制度

妊娠中の方もしくは小学生以下の子どもがいる世帯に、市町村から特典カードが配布され、子どもと同伴で店舗や施設などを利用する際に、特典カードを提示することで、協賛店から様々なサービスを受けられる北海道が行っている事業です。

サービスは、子育て家庭を応援しようという協賛店舗のご厚意により提供されています。

◇配付対象 ～ 妊娠中の方がいる世帯、小学生以下の子どもがいる世帯

◇利用方法 ～ 原則、子どもと同伴で使用してください。事前にカードを提示し、サービス利用をお申し出ください。

◇協賛店舗の情報は北海道のホームページ（HAGUKUMU）で紹介しています。また、協賛店舗には協賛ステッカーが提示されています。

◇浦臼町での協賛店舗 ～ 衣料品の店 おおわき（一部商品を除き 10%引き）

（浦臼町字浦臼内 182 番地の 96(浦臼第 4)）電話 68-2636



北海道は、平成 29 年(2018 年)から全国で展開されている「子育て支援パスポート事業」に参加しています。どさんこ・子育て特典カードを道外の協賛店舗で利用する場合には、全国共通ロゴマークのある店舗でご利用ください。

※自治体及び店舗によって利用できる範囲が違うことがあるので、ご注意ください。



ほっかいどう親子のための相談 LINE

子育ての不安、しつけ、育児、家庭内暴力、いじめ、不登校、ヤングケアラー、家族や家庭の悩みなど、子どもや子育てに関する相談全般や児童虐待に関する相談または児童虐待に繋がるおそれのある相談を LINE で相談できる児童虐待防止のための SNS 相談事業「ほっかいどう親子のための相談 LINE」が令和 5 年 2 月 1 日より開始されました。

◇LINE アカウント名 ～ 「親子のための相談 LINE」（全国共通アカウント）

◇相談受付時間 ～ 平日 9:00～17:00

◇相談対象者 ～ 道内（札幌市を除く）に居住する子ども・保護者等

◇相談利用方法

- ①スマートフォン等から、LINE 上の厚生労働省公式アカウント「親子のための相談 LINE」を友だち追加する。
- ②居住する都道府県と市町村を登録する。
- ③注意事項と待ち人数を確認し、相談支援システムのリンクを開く。
- ④相談支援システムに利用者情報を入力する。
- ⑤相談内容を送信する。（以下、相談員とチャット形式でやりとり）



QRコードで友達登録
（厚生労働省全国共通アカウント）

<道ホームページ> <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/140746.html>

<国ホームページ> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29751.html

認定こども園・子育て支援センター



認定こども園 なかよし

幼稚園の機能と保育所の機能を備えた「幼保連携型認定こども園なかよし」が平成 30 年 4 月に開園しました。（住所：浦臼町字ウラウシナイ 183 番地の 355（浦臼第 5））

- ◇概 要 ・類 型 ～ 公私連携型幼保連携型認定こども園
 - ・定 員 ～ 45 名
 - ・受入年齢 ～ 生後満 8 か月から小学校就学前まで
 - * 1 号認定 4 月 1 日現在満 3 歳以上で小学校就学前の保育が必要ない子ども
 - * 2 号認定 4 月 1 日現在満 3 歳以上の小学校就学前の子どもで、保護者の就労・病気などの理由で保育が必要な子ども
 - * 3 号認定 生後 8 か月～4 月 1 日現在満 3 歳未満の子どもで、保護者の就労・病気などの理由で保育が必要な子ども
 - ・運営主体 ～ 社会福祉法人 揺籃会
- ◇入園申込先 ～ 福祉課子育て支援係（保健センター内）
- ◇保育料等の助成

◎保育料全額助成

保育料（一時的保育、延長保育等を含む）は子育て支援事業により町が助成します。受領に係る確認書を認定こども園に提出することで助成を受けられます。

◎給食費の無料化

完全給食です。3～5 歳児の給食費の利用者分を町が助成しますので、認定こども園からの別途徴収はありません。（0～2 歳児の給食費は保育料に含まれています。）

◇一時的保育事業

認定こども園に在園していない生後 8 か月から就学前のお子さんを持つ保護者がパート就労や疾病、介護、冠婚葬祭、リフレッシュなど家庭での保育に困った時に、一時的にお子さんを預けることができます。利用希望の方は認定こども園へ「登録申請書」を提出し、利用日の予約をします。給食・おやつの準備がありますので、緊急時以外は 3 日前（土日祝を除く）の朝までに申込みをお願いします。利用料金は町が助成します。

問合せ先：認定こども園なかよし 電話 74-5750

福祉課 子育て支援係 電話 69-2100

子育て支援センター なかよし

子育て支援センターは認定こども園なかよしに併設されている施設です。町内在住の 0 歳から就学前のおさんと保護者の方を対象に支援を行っています。子育て講座、季節の行事、毎月のお誕生会や絵本の読み聞かせなど親子で参加ができる行事も行っています。

また、子育て相談も随時受け付けています。

◇開放日時 ～ 月曜日から金曜日 9:30～12:00、13:00～15:30

◇内 容 ～ 浦臼町民の 0 歳から就学前のおさんと保護者の方が遊ぶことができます。予約は必要ありません。料金は無料です。

※行事によっては申込みが必要な場合があります。



問合せ先：子育て支援センターなかよし 電話 74-4890

小学生・中学生・高校生



小学校・中学校

◇浦臼小学校



住所 浦臼町字ウラウシナイ 183 番地の 4 (浦臼第 5)
電話 68-2163

◇浦臼中学校



住所 浦臼町字ウラウシナイ 183 番地の 121 (浦臼第 2)
電話 68-2574

児童生徒等就学援助

経済的理由により就学に必要な経費の負担が困難な浦臼町立の小学校・中学校に在学する児童生徒や入学予定者の保護者に対して、学用品費、学校給食費等の援助を行っています。

◇受けられる援助の内容

学用品費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具 (スキー用具 (小 1・小 4))

新入学時学用品費 (小 1・中 1)、給食費、通学用品費、卒業アルバム代 等

※それぞれの項目に限度額があります。(特別支援学級在籍者は半額援助)

※認定された方の給食費については、教育委員会事務局から学校へ直接支払います。

※生活保護を受給されている方は修学旅行費のみの援助になります。

※詳細につきましては担当までお問い合わせください。

問合せ先：教育委員会事務局 学務係 電話 68-2166

スクールバス

浦臼小学校及び浦臼中学校へ通学する『鶴沼地区』、『晩生内地区』の児童・生徒は登下校時にスクールバスを利用することができます。

※詳細につきましては担当までお問い合わせください。

問合せ先：教育委員会事務局 学務係 電話 68-2166

フッ化物洗口

浦臼小学校と連携し全学年の希望者に対し、フッ化物洗口を行っています。



問合せ先：教育委員会事務局 学務係 電話 68-2166

学校給食費助成事業

浦臼小学校、浦臼中学校並びに特別支援学校小学部・中学部に在籍する児童・生徒の学校給食に係る経費の助成を行っています。

◇対象者

- ・浦臼小・中学校に在籍し、町内に住所を有する児童生徒の保護者の方
- ・特別支援学校の小学部・中学部に在籍し、町内に住所を有する児童・生徒の保護者の方



◇助成額

- ・給食費の保護者負担額実費分を助成

〔 国や町から学校給食費の全額又は一部について給付を受けている場合は、助成対象額から当該給付額相当する額を控除した額になります。 〕

※区域外通学をしている児童生徒の保護者は助成対象外となります。

※生活保護の方は、生活保護費で給食費を全額扶助されているので申請は不要です。

※準要保護の方は、就学援助費で全額扶助されているので、申請は不要です。

※特別支援学級に在籍していて、就学援助対象となっている方は、残りの額がこの制度からの助成となりますので申請が必要です。

◇交付申請

【浦臼小・中学校に在籍する児童生徒の保護者の方】

- ・交付申請書を学校長に提出します。助成金は教育委員会事務局から直接学校へ支払いますので、保護者が学校給食費を学校に直接支払うことはありません。
- ・助成を受けるためには年1回申請が必要です。

【特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者の方】

- ・交付申請書等を年度の学校給食終了後に直接教育委員会事務局へ提出します。保護者負担額実費分を教育委員会事務局から直接保護者へ支払います。
 - ・助成を受けるためには年1回申請が必要です。
- ※詳細につきましては担当までお問い合わせください。

問合せ先：教育委員会事務局 学務係 電話 68-2166

漢字検定・数学(算数)検定・英語検定検定料の助成

教育委員会事務局では、浦臼小学校及び浦臼中学校と連携し、「漢字能力検定」・「数学（算数）検定」・「英語検定」の検定料を助成しています。

検定料の助成は、各検定それぞれ年間で各2回ずつとし、検定料とともに所定の申込書により各学校へお申し込みください。検定料は後日、指定の口座へ振り込みいたします。

※詳細につきましては、各学校へお問い合わせください。



問合せ先：浦臼小学校 電話 68-2163

浦臼中学校 電話 68-2574

教育委員会事務局 学務係 電話 68-2166

小学校・中学校の転校手続き

◇他市町村から浦臼町に転入した場合

役場住民課住民係で住民票の転入手続きを行い、住民異動届の写しと、通っていた学校で交付された書類を持参し、教育委員会事務局学務係で手続きを行ってください。

◇浦臼町から他市町村に転出するとき

現在、通っている学校から転校に必要な書類を交付してもらい、転出先の教育委員会で手続きを行ってください。

問合せ先：教育委員会事務局 学務係 電話 68-2166

高等学校通学等支援助成

高等学校等へのバス等による通学及び下宿等に係る経済的な負担の軽減を図るため、通学等をする生徒の保護者に対して、高等学校通学等支援助成金を交付しています。

◇対象者

- ・町内に住所を有し、高等学校に通学等をする生徒の保護者である者
 - ・交付対象者と同一世帯の者が過年度分の町税を滞納していない者
- ※生活保護受給者は対象となりません。

◇助成対象

- ・高等学校等へのバス等による通学に要する公共交通機関の通学定期券購入相当額及び下宿代金
- ※自転車や保護者の送迎で通学している場合も含まれます。

◇助成金の交付額

1か月の助成金交付額は、高等学校等に通学する生徒1人あたり10,000円を上限とし、100円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額になります。

◇申請方法

- ・申請書兼請求書に以下の書類を添付し、教育委員会事務局へ提出してください。
- 年2回申請が必要になります。

※在学証明書（在学証明は年2回（9月・3月）の提出が必要です）

※振込先金融機関の預金通帳の写し（申請保護者名義のもの）

※保護者と世帯主の印鑑（シャチハタ不可）

※下宿者は下宿代を支払った領収書の写し（月額がわかるもの）

※通学費と下宿等代金の両方支払っている場合も、領収書等の写しが必要です。

※他の制度より補助金等が支給されている場合は決定通知書等の金額がわかるもの

※詳細につきましては担当までお問い合わせください。



問合せ先：教育委員会事務局 学務係 電話 68-2166

学習用タブレット端末購入費助成

高等学校で必要となる学習用タブレット端末の購入に対する助成金を交付しています。

◇対象者

- ・高等学校からタブレットの支給や貸与を受けず、家庭でタブレットを用意する保護者
- ・町内に住所があり、当該年度に高等学校へ入学した生徒の保護者
- ・交付対象者と同一世帯の者が過年度分の町税を滞納していない者
※生活保護受給者は対象となりません。

◇助成対象

- ・学習用タブレット端末の本体代金

◇助成金の交付額

- ・交付上限額 30,000 円／生徒 1 人（100 円未満切り捨て）
- ・生徒 1 人あたり 1 回限りの助成です。
- ・他市町や他の制度から助成金が交付されている場合は、その額を除いた残額。

◇申請方法

- ・申請書兼請求書に下記の書類を添付し、教育委員会事務局へ提出してください。
 - *タブレットを購入したことを証明する書類（高等学校からの案内文書、領収書、購入内訳がわかる納品書等）
 - *振込先金融機関の預金通帳の写し（申請保護者名義のもの）
 - *他の制度から補助金等が支給されている場合は、決定通知書の写し等金額がわかるもの



問合せ先：教育委員会事務局 学務係 電話 68-2166

子ども広場

子どもたちの安全で安心な自主的活動拠点を設け、地域と連携し子どもたちのスポーツや文化活動などの様々な体験活動、地域住民との学習活動等の取り組みを推進することを目的として事業を実施しています。子どもたちが楽しく安全に過ごせるよう専任スタッフを配置しています。

◇対象者 ～ 浦臼小学校の1年生から6年生

◇料 金 ～ 年間登録料 1人2,000円

※長期休業中（夏・冬・春休み）に参加する方は別途1,000円がかかります。

※「登録申込書」を提出し、子ども広場の保険が適用されてからの利用となります。

◇実施日 ～ 通年（ただし、土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く。）

◇実施時間

・小学校開設日は、13：00～17：45

・小学校の振替休日、長期休業中（夏・冬・春休み）は、8：15～17：45

※事情により実施日、時間を変更することがあります。

◇場 所 ～ 農村センター



問合せ先：教育委員会事務局 社会教育係 電話 68-2166

社会教育・社会体育事業

生涯学習の推進のため様々な事業を行っています。詳細につきましては、学校等で配布されるチラシをご覧ください。か、担当までご連絡ください。

◇社会教育事業 ～ ちびっこあつまれバス遠足(幼児)

幼児の芸術鑑賞会(幼児)

小学生なんでも体験教室(小学生)

書き初め展(小・中学生)

芸術鑑賞会(小・中学生)

ジュニアわくわく体験学習(小学生) 等

◇社会体育事業 ～ 小学生水泳教室(小学生)

トランポリン教室(小学生)

小学生スキー教室(小学生)

子供たちの体力向上教室(小学生) 等



問合せ先：教育委員会事務局 社会教育係 電話 68-2166

ひとり親家庭への支援



児童扶養手当

父母の離婚や死別等により父親又は母親のいない家庭や、父親又は母親が重度の障がいの状態にある等の子どもの母、父又は養育者が監護等している場合に手当が支給されます。公的年金の受給状況や所得制限等の支給要件がありますので、詳細につきましては担当までお問い合わせください。

◇支給額

〈例〉○子ども 1 人の場合（令和 5 年 4 月から）

全部支給・・・月額 44,140 円

一部支給・・・月額 44,130 円～10,410 円（所得に応じて決定されます。）

※支給額は公的年金と同様に物価スライドを基本としており、改定が行われることがあります。

◇支給時期

原則として 2 か月ごと奇数月の支給になります。

問合せ先：住民課 住民係 電話 68-2112

ひとり親家庭等医療費助成

浦臼町に住民登録をしていて、健康保険に加入されている方が、次に該当する場合は申請により医療費の助成が受けられます。

◇対象者

- ・ひとり親家庭で 20 歳未満の子どもの扶養している親と子
- ・両親の死亡・行方不明等の理由で両親以外の方に扶養されている 20 歳未満の子
- ・所得制限に該当しない方

※18 歳～20 歳のお子さんにつきましては、大学・専門学校等に在籍している方など条件があります。

※生活保護を受けている方は対象となりません。

※重度心身障害者医療受給者証を交付されている方は対象となりません。

◇助成内容

子ども ～ 入院、通院、歯科、調剤等にかかった健康保険適用分の医療費。

ただし一部負担金（自己負担）等を除きます。

※満 18 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの方の自己負担額は町の助成対象になります。

母又は父 ～ 入院及び指定訪問看護にかかった健康保険適用分の医療費。

ただし一部負担金（自己負担）等を除きます。

◇医療費自己負担額

- ・3 歳未満及び低所得者（非課税世帯） ～ 初診時一部負担金
- ・一般（課税世帯） ～ 医療費の 1 割負担

◇申請に必要なもの

- ・親とお子さんの健康保険証 ・印鑑
- ・保護者の所得課税証明書（その年の 1 月 1 日に浦臼町に住民登録がない方）

問合せ先：住民課 住民係 電話 68-2112

発達支援が必要なお子さんへの支援

身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、肢体不自由(上肢、下肢、体幹、脳原性)、内部障がい(心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓)がある方に対して交付されます。等級は障がいの程度により 1～6 級までの区分があります。

◇申請に必要なもの

- ・ 指定医師の診断書・意見書
- ・ 顔写真(縦 4 cm×横 3 cm)
- ・ 印鑑
- ・ マイナンバーのわかるもの



問合せ先：福祉課 介護福祉係 電話 69-2100

療育手帳

児童相談所又は心身障害者総合相談所において知的障がいと判定された方に対して交付されます。等級は障がいの程度により A(最重度・重度)、B(中度・軽度)に分けられます。

◇判定機関

- ・ 18 歳未満 ～ 岩見沢児童相談所 電話 0126-22-1119
- ・ 18 歳以上 ～ 北海道立心身障害者総合相談所 電話 011-613-5401

◇申請に必要なもの

- ・ 顔写真(縦 4 cm×横 3 cm)
- ・ 印鑑
- ・ マイナンバーのわかるもの

※事前に各相談所での判定が必要になりますので、担当までお問い合わせください。

問合せ先：福祉課 介護福祉係 電話 69-2100

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活に制限がある方に対して交付されます。等級は障がいの程度により 1～3 級までの区分があります。

◇申請に必要なもの

- ・ 指定医師の診断書又は障害年金証書
- ・ 顔写真(縦 4 cm×横 3 cm)
- ・ 印鑑
- ・ マイナンバーのわかるもの

問合せ先：福祉課 介護福祉係 電話 69-2100

利用できる各種割引・減免等のサービス内容については、手帳交付時に担当よりご説明します。

重度心身障害者医療費助成

浦臼町に住民登録をしていて、健康保険に加入されている方が、次に該当する場合は申請により医療費の助成が受けられます。

◇対象者

- ・身体障害者手帳 1・2 級または 3 級 (内部障がい) に該当する方
- ・療育手帳 A 判定、重度の知的障がいと判定又は診断された方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級に該当する方
- ・所得制限に該当しない方

※生活保護を受けている方は対象となりません。



◇助成内容

入院、通院、歯科、調剤等にかかった健康保険適用分の医療費。ただし、一部負担金（自己負担）等を除きます。

※満 18 歳に達する日 (誕生日の前日) 以後の最初の 3 月 31 日までの方の自己負担額は町の助成対象になります。

◇医療費自己負担額

- ・3 歳未満及び低所得者（非課税世帯） ～ 初診時一部負担金
- ・一般（課税世帯） ～ 医療費の 1 割負担

◇申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳など障がいの程度がわかるもの
- ・印鑑 ・所得課税証明書（その年の 1 月 1 日に浦臼町に住民登録がない方）

問合せ先：住民課 住民係 電話 68-2112

特別児童扶養手当

20 歳未満で、精神または身体に中程度以上の障がいのある児童を養育している父母などが支給を受けられます。

◇支給額（令和 5 年 4 月 1 日現在）

- ・1 級 ～ 月額 53,700 円 ・2 級 ～ 月額 35,760 円

◇支給時期

原則として、毎年 4 月・8 月・12 月にそれぞれの前月分までの手当が支払われます。

※手当の支給を受けるためには、認定請求の手続きが必要になります。障がいの程度や所得制限などにより、支給要件に該当しない場合がありますので、詳細につきましてはお問い合わせください。

問合せ先：住民課 住民係 電話 68-2112

障害児福祉手当

重度の障がいがあるため、日常生活において常に介護が必要で、在宅で暮らしている障がいのある児童（20 歳未満）が支給を受けられます。

◇支給額（令和 5 年 4 月 1 日現在） 月額 15,220 円

※手当の支給を受けるためには、認定請求の手続きが必要になります。障がいの程度や所得制限などにより、支給要件に該当しない場合がありますので、詳細につきましてはお問い合わせください。

問合せ先：福祉課 介護福祉係 電話 69-2100

自立支援医療（育成医療）

身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童に対し、医療の給付によって確実な治療効果が期待されるときに給付されます。

※詳細につきましては担当までお問い合わせください。

問合せ先：福祉課 介護福祉係 電話 69-2100

障がい児通所支援

身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病で通所による療育が必要なお子さんに対し、サービスの支給決定を行っています。

◇サービスの例

【児童発達支援】

未就学児を対象に、日常生活における基本的な知識・動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

【放課後等デイサービス】

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進します。

【障がい児相談支援】

障がい児がサービスを利用する際に、障がい児支援利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整、モニタリングなどを行います。

※サービスの利用や詳細につきましては、担当までお問い合わせください。

問合せ先：福祉課 介護福祉係 電話 69-2100

ことばの教室・子ども通園センター交通費助成

砂川市にあることばの教室及び子ども通園センターへ通室(通園)されている方に対し、交通費の助成を行っています。

◇助成額 ～ 対象児童と付添いの保護者等の往復交通費として
通室(通園)1回につき 1,000 円

※詳細につきましては、担当までお問い合わせください。



問合せ先：○ことばの教室交通費について
教育委員会事務局 学務係 電話 68-2166
○子ども通園センター交通費について
福祉課 介護福祉係 電話 69-2100

親子で楽しめる施設等

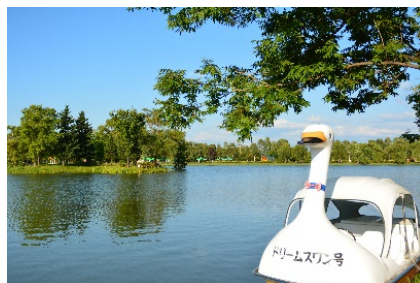


鶴沼公園

住所：浦臼町字キナウスナイ 188 番地の 306（鶴沼第 2）

◇開園期間 4 月下旬～10 月中旬

- ・キャンプ場 ・テニスコート ・ボート
- ・遊具 など



問合せ先：【期間中】鶴沼公園管理棟 電話 67-3109

【期間外】産業課 商工観光係 電話 68-2114

B & G 海洋センター

住所：浦臼町字浦臼内 184 番地の 156（浦臼第 7）

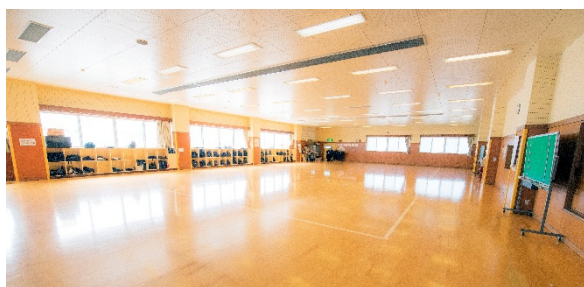
【体育館】

◇使用期間 通年

◇休 館 日 月曜日、8 月 14 日～8 月 16 日、12 月 31 日～1 月 5 日

◇使 用 料 中学生以下無料 町内者～1 回 100 円

◇使用時間 平日 8：30～21：00
日曜日・祝日 8：30～17：00



【プール】

◇使用期間 7 月・8 月

◇休 館 日 月曜日、8 月 14 日～8 月 16 日

◇使 用 料 中学生以下無料 町内者～1 回 100 円
※幼児用プールを利用する際、同伴の
保護者は無料

◇使用時間 平日 10：00～17：00



問合せ先：B & G 海洋センター 電話 68-2323

教育委員会事務局 社会教育係 電話 68-2166

ふるさと運動公園

住所：浦臼町字浦臼内 184 番地の 70 ほか（浦臼第 7）

【野球場】

- ◇開設期間 5 月 1 日～10 月 31 日
- ◇休 館 日 月曜日、8 月 14 日～8 月 16 日
- ◇使 用 料 町 内 者～（1 時間） 300 円
夜間照明～（30 分間）1,000 円
- ◇使用時間 平日 8：30～21：00
日曜日・祝日 8：30～17：00
※予約が必要です



【パークゴルフ（9 ホール）】

- ◇開設期間 5 月 1 日～10 月 31 日
- ◇休 館 日 月曜日
- ◇使 用 料 無料
※貸出用具もあります（無料）
- ◇使用時間 平日 8：30～21：00
日曜日・祝日 8：30～17：00



問合せ先：B&G 海洋センター 電話 68-2323

教育委員会事務局 社会教育係 電話 68-2166

農村センター

住所：浦臼町字浦臼内 184 番地の 61（浦臼第 7）

【図書室】

- ◇利用できる方 町内の方、町内に通勤されている方
- ◇開室時間 8：30～17：00
- ◇使用期間 通年
- ◇休 室 日 土曜日、日曜日、祝日、12 月 30 日～1 月 5 日
- ◇利 用 料 無料
- ◇利用登録者 本を借りる方は「貸出券」の作成が必要になります。初めてご利用される方は事務局へお越しください。
本は 1 人 6 冊まで 3 週間借りることができます。



問合せ先：教育委員会事務局 社会教育係 電話 68-2166

郷土史料館

住所：浦臼町字ウラウシナイ 183 番地の 21（浦臼第 5）

浦臼町開拓当時の貴重な資料や坂本龍馬ゆかりの品々を多数展示しています。

◇開館期間 4 月 26 日～10 月 31 日

◇開館時間 9：30～16：00

◇休 館 日 月曜日、火曜日（同日が祝日の場合は翌日）

◇入 館 料 無料



問合せ先：【開館日】郷土史料館 電話 68-2237

【閉館日・期間外】教育委員会事務局 社会教育係 電話 68-2166

公共施設の相互利用

浦臼町は歌志内市、奈井江町、上砂川町と協定を結んでいるため、各市町に設置されている公共施設を町民・市民料金で利用することができます。

◇利用できる施設

- ・浦 臼 町～郷土史料館、B & G 海洋センター（体育館・プール）
ふるさと運動公園（野球場・ゲートボール場・パークゴルフ場）
農村センター（図書室）
- ・歌志内市～市立図書館、市民体育館、市営プール、公民館、郷土館
旧空知炭鉱倶楽部
- ・奈井江町～体育館、寿公園（パークゴルフ場・芝サッカー場・サッカー場兼ソフトボール場）
本町公園（野球場・ゲートボール場・テニスコート）、町民プール、文化ホール
社会教育センター（公民館・図書館・郷土館）、陶芸センター
- ・上砂川町～勤労者体育センター、町民センター、町営野球場、公民館、町営鶉水泳プール
ふれあい公園、奥沢パークゴルフ場、町営庭球場



問合せ先：教育委員会事務局 社会教育係 電話 68-2166

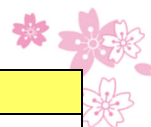
◇連絡先一覧（令和5年4月1日現在）◇



【浦臼町の機関】

名 称		住 所	電話番号	担当業務
総務課	庶務係	浦臼町役場 〒061-0692 浦臼町字ウウスナイ 183 番地の 15 (浦臼第 5)	68-2111 (代表・直通)	町内会、行政センター利用、ふるさと納税など
	交通防災係			公共交通、交通安全、防災、防災無線など
	企画係			総合振興計画、広報、定住化の促進など
	財政係			町財政全般、町有財産の維持管理、土地開発公社など
出納室			68-2297 (直通)	公金の収納・支払など
住民課	住民係		68-2112 (直通)	戸籍、住民票、児童手当、医療費、国民年金、生活保護など
	生活係			ごみ処理、犬の登録、蜂の駆除、墓地の維持管理など
	税務係			町税、納税証明、納税相談など
建設課	管理係		68-2113 (直通)	道路、河川、公営住宅など
	技術係			上下水道料金など
産業課	農政係		68-2114 (直通)	農業、畜産、林業、有害鳥獣駆除、加工研究センターの管理など
	商工観光係			商工、中小企業対策、外灯、公園、観光など
農業委員会			68-2298 (直通)	農地移動、農業者年金など
議会事務局			68-2299 (直通)	議会庶務、議会広報など
福祉課	保健指導係	浦臼町保健センター (浦臼町子育て世代包括支援センター) (浦臼町包括支援センター) 〒061-0600 浦臼町字ウウスナイ 183 番地の 27 (浦臼第 5)	69-2100 (保健センター) 68-2288 (包括支援センター)	健康相談、各種健(検)診、予防接種など
	子育て支援係			子育て世代包括支援センター、子育て支援、児童虐待など
	介護福祉係			介護保険、高齢者福祉、障がい福祉など
教育委員会事務局	学務係	浦臼町農村センター 〒061-0600 浦臼町字浦臼内 184 番地の 61 (浦臼第 7)	68-2166 (教育委員会事務局) 67-3760 (農村センター)	小・中学校の手続き、スクールバスなど
	社会教育係			浦臼町子ども広場、社会教育事業など

【認定こども園・子育て支援センター】



名 称	住 所	電話番号
認定こども園 なかよし	浦臼町字ウラウナイ 183 番地の 355 (浦臼第 5)	74-5750
子育て支援センター なかよし	浦臼町字ウラウナイ 183 番地の 355 (浦臼第 5)	74-4890

【小学校・中学校】

名 称	住 所	電話番号
浦臼小学校	浦臼町字ウラウナイ 183 番地の 4 (浦臼第 5)	68-2163
浦臼中学校	浦臼町字ウラウナイ 183 番地の 121 (浦臼第 2)	68-2574

【紙おむつ等引換え指定店】

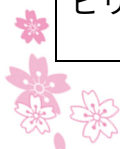
名 称	住 所	電話番号
おおわき	浦臼町字浦臼内 182 番地の 96 (浦臼第 4)	68-2636

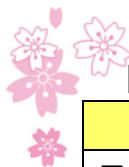
【ベビー用品レンタル指定店】

名 称	住 所	電話番号
ダスキンレントオール 札幌桑園ステーション	札幌市中央区北 6 条西 18 丁目 1-18	011-624-7910(TEL) 011-615-7100(FAX)

【町内の診療所・歯科医院・薬局】

名 称	住 所	電話番号	備 考
浦臼町立診療所 (小児科、内科、皮膚科)	浦臼町字ウラウナイ 183 番地 の 181 (浦臼第 5)	68-2101	診療時間 月 9:00~12:30 13:30~16:30 火~金 9:00~12:30 13:30~17:30 (受付 8:30~診察終了の 30 分前) 月：山野先生 火~金：仲泊先生
浦臼町歯科診療所	浦臼町字浦臼内 183 番地 の 466 (浦臼第 4)	68-2207	住民課生活係 (Tel68-2112) へお問い合わせ ください。
ピリカ浦臼薬局	浦臼町字ウラウナイ 183 番地 の 37 (浦臼第 5)	69-2131	営業時間 月~金 9:00~17:30



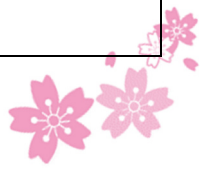


【小児救急・近隣の小児科】

名 称	住 所	電話番号
子どもの急な病気やケガの 場合の相談窓口 (こども医療電話相談)	小児科医師・看護師から、症状に応じた 適切な助言が受けられます 利用時間 毎日 19:00～翌朝 8:00	#8000 または 011-232-1599
浦臼町立診療所 (小児科、内科、皮膚科)	浦臼町字ウラウシイ 183 番地の 181 (浦臼第 5)	0125-68-2101
滝川市立病院	滝川市大町 2 丁目 2 番 34 号	0125-22-4311
砂川市立病院	砂川市西 4 条北 3 丁目 1 番 1 号	0125-54-2131
明円医院	砂川市空知太東 1 条 3 丁目 1-14	0125-53-2100
奈井江町立国民健康保険病院	奈井江町字奈井江 12 番地	0125-65-2221

【その他の相談機関】

名 称	住 所	電話番号	備 考
岩見沢児童相談所	岩見沢市鳩が丘 1 丁目 9 番 16 号	0126-22-1119	
児童相談所 虐待対応ダイヤル	189 番にかけると近くの 児童相談所につながります	189 ※無料 (いちはやく)	虐待かと思った時 などにすぐに通告・ 相談できる
児童相談所 相談専用ダイヤル	近くの児童相談所につながり ます	0120-189-783	子どもの福祉に関す る様々な相談ができ る
光が丘子ども家庭 支援センター (児童家庭センター)	岩見沢市春日町 2 丁目 3 番 7 号	0126-22-4486	親の悩み・子どもの 悩み相談など ※24 時間・365 日相談 可能
24 時間子供 S O S ダイヤル	各教育委員会等によって運営 されている全国共通のダイヤ ルです	0120-0-78310 (なやみいおう)	学校での悩みごとな ど
子どもの人権 110 番	法務局の職員または人権擁護 委員がお話を聞いて、どうした らいいか一緒に考えます	0120-007-110	学校や家、友だちの 悩みなど



《 浦臼町マップ 》

